



千葉労働局発表
令和3年7月15日

【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 常住房夫

職業対策課長補佐 日暮信義

地方障害者雇用担当官 太田真紀

(代表電話) 043-221-4391

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

「もにす認定企業」の認定通知書交付式を行います。

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、千葉労働局（局長 江原 由明）は、以下の企業を千葉市初の「もにす認定企業」として令和3年6月15日に認定しましたので、認定通知書交付式を行います。

＜認定企業＞ 株式会社協同工芸社（千葉市）

【事業の内容：看板、サインの企画・製作・施工】



共に進む（と**もにす**すすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

認定通知書交付式

日時： 令和3年7月20日（火）10時00分より

場所： 千葉労働局 局長室

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2階

※撮影、傍聴可。なお、当日の取材をご希望される方は、事前に千葉労働局職業安定部職業対策課（043-221-4392）までご連絡をお願いいたします。

厚生労働省及び千葉労働局は、もにす認定企業について広く情報発信及びPRを行い、身近なロールモデルとなっただくことで、千葉県内における障害者雇用への理解と雇用促進を図ってまいります。

【もにす認定基準項目】（主なもの）

- ① 評価基準に基づき、20点以上（※特例子会社は35点以上）得ること
- ② 法定雇用率を達成していること。雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者を1名以上雇用していること
- ③ 過去に認定を取消しされた場合、取消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと